

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市後谷字大場添一六五番四地先から 同市前間字大月一四二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十二月三日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十三号 で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。 延長五〇二・一〇メート ル</p>	<p>備考</p>